2026年1月作成

# ふれあい共済

## 生命も 医療も しっかり保障

### 基本コース

入院・手術オプション
基本コースへの付帯で、医療の保障をさらに手厚く保障できます

**生命**
- 死亡
- 障害

＋

**医療**（保障額UP）
- 入院
- 手術
- 先進医療
- ドナー

**生命保障と医療保障をパッケージ**
各々の保障額が加入口数で決まる
わかりやすい仕組みです

### 家族サポートコース（A～F コース）

ご遺族への年金保障

＋

サポート（プラス）＋共済金

基本コースへの付帯加入で、加入者（組合員ご本人）の万一の死亡の際に、ご遺族が年金を受け取れます。さらに、基本コースの死亡共済金に「サポートプラス共済金」の加算で、安心アップにつながります。

5万人が加入する「ふれあい共済」の保障イメージ

仲間で支えあう助け合いだから
**手軽な掛金で大きな保障**

**120以上**の加入パターンで
あなたにピッタリの
**生命+医療**の組み合わせ！

年金保障の
**家族サポートコース**
サポートプラス共済金で
**保障UP！**



年齢・性別問わず
**掛金・保障が同一**
だから長期加入も安心

剩余金はお返しします
還元率 **36.67%**
過去17 年連続（2009-2025 年度実績）
基本コースも、家族サポートコースも対象です

健康告知なしで85歳までの保障
**シニア共済**に
移行できます

個人火災共済や積立年金共済もこちらから保障内容をご覧いただけます

守りたい家族がいるから
ふれあい共済

JAM 共済 自家共済運営委員会

## 基本コース　掛金と保障額

本人・配偶者・継続加入のこども（23歳～29歳）

| 口数 | 共済掛金（月額） | 死亡・障害第1級（労災法第1級）共済金 | | | ★災害による障害共済金 労災法（第2級～第14級） | 入院共済金（入院初日から）★ | | 手術 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 交通事故 | 不慮の事故 | 病気 | | 交通事故や不慮の事故 | 病気 | ランク1 | ランク2 |
| 15口 | 13,500円 | 5,850万円 | 4,650万円 | 3,450万円 | 等級により800万円～16万円 | 1日につき21,000円 | 1日につき15,000円 | 22,500円 | 45,000円 |
| 14口 | 12,600円 | 5,600万円 | 4,400万円 | 3,200万円 | 750万円～15万円 | 20,000円 | 14,000円 | 21,000円 | 42,000円 |
| 13口 | 11,700円 | 5,350万円 | 4,150万円 | 2,950万円 | 700万円～14万円 | 19,000円 | 13,000円 | 19,500円 | 39,000円 |
| 12口 | 10,800円 | 5,100万円 | 3,900万円 | 2,700万円 | 650万円～13万円 | 18,000円 | 12,000円 | 18,000円 | 36,000円 |
| 11口 | 9,900円 | 4,850万円 | 3,650万円 | 2,450万円 | 600万円～12万円 | 17,000円 | 11,000円 | 16,500円 | 33,000円 |
| 10口 | 9,000円 | 4,600万円 | 3,400万円 | 2,200万円 | 550万円～11万円 | 16,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 30,000円 |
| 9口 | 8,100円 | 4,350万円 | 3,150万円 | 1,950万円 | 500万円～10万円 | 15,000円 | 9,000円 | 13,500円 | 27,000円 |
| 8口 | 7,200円 | 4,100万円 | 2,900万円 | 1,700万円 | 450万円～ 9万円 | 14,000円 | 8,000円 | 12,000円 | 24,000円 |
| 7口 | 6,300円 | 3,850万円 | 2,650万円 | 1,450万円 | 400万円～ 8万円 | 13,000円 | 7,000円 | 10,500円 | 21,000円 |
| 6口 | 5,400円 | 3,600万円 | 2,400万円 | 1,200万円 | 350万円～ 7万円 | 12,000円 | 6,000円 | 9,000円 | 18,000円 |
| 5口 | 4,500円 | 3,000万円 | 2,000万円 | 1,000万円 | 300万円～ 6万円 | 10,000円 | 5,000円 | 7,500円 | 15,000円 |
| 4口 | 3,600円 | 2,400万円 | 1,600万円 | 800万円 | 250万円～ 5万円 | 8,000円 | 4,000円 | 6,000円 | 12,000円 |
| 3口 | 2,700円 | 1,800万円 | 1,200万円 | 600万円 | 200万円～ 4万円 | 6,000円 | 3,000円 | 4,500円 | 9,000円 |
| 2口 | 1,800円 | 1,200万円 | 800万円 | 400万円 | 150万円～ 3万円 | 4,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 6,000円 |
| 1口 | 900円 | 600万円 | 400万円 | 200万円 | 100万円～ 2万円 | 2,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 3,000円 |
| 0.5口 | 450円 | 300万円 | 200万円 | 100万円 | 50万円～ 1万円 | 1,000円 | 500円 | 750円 | 1,500円 |

年齢により加入できる口数に上限があります。5ページをご参照ください。

## 入院・手術オプション　掛金と保障額

| 口数 | 共済掛金（月額） | | 入院共済金（入院初日から） | | 手術共済金 | | | | 先進医療共済金 ※1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 本人・配偶者継続加入のこども | こども | 交通事故や不慮の事故 | 病気 | ランク1 | ランク2 | ランク3 | ランク4 | |
| 8口 | 1,600円 | 800円 | 8,000円 | 8,000円 | 12,000円 | 24,000円 | 48,000円 | 96,000円 | 80万円 |
| 7口 | 1,400円 | 700円 | 7,000円 | 7,000円 | 10,500円 | 21,000円 | 42,000円 | 84,000円 | 70万円 |
| 6口 | 1,200円 | 600円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 | 18,000円 | 36,000円 | 72,000円 | 60万円 |
| 5口 | 1,000円 | 500円 | 5,000円 | 5,000円 | 7,500円 | 15,000円 | 30,000円 | 60,000円 | 50万円 |
| 4口 | 800円 | 400円 | 4,000円 | 4,000円 | 6,000円 | 12,000円 | 24,000円 | 48,000円 | 40万円 |
| 3口 | 600円 | 300円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 | 9,000円 | 18,000円 | 36,000円 | 30万円 |
| 2口 | 400円 | 200円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 12,000円 | 24,000円 | 20万円 |
| 1口 | 200円 | 100円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 3,000円 | 6,000円 | 12,000円 | 10万円 |



㊟入院・手術オプション付帯には、基本コースへの1口以上の加入が必要です。
基本コースの加入口数を超えて、入院・手術オプションを8口まで付帯することができます。
61歳以上（継続日現在）は、6口が上限となります。
※1 先進医療共済金は、口数に応じ給付します。但し、先進医療技術料実額を上限に支払います。

# 基本コース+入院・手術オプション

| 共済金 ★ | | ★ | ★ | ★ |
|---|---|---|---|---|
| ランク3 | ランク4 | 就労不能・介護状態共済金 | 先進医療共済金 ※1 | 臓器提供（ドナー）共済金 |
| 90,000円 | 180,000円 | 300万円 | 150万円 | 75万円 |
| 84,000円 | 168,000円 | 280万円 | 140万円 | 70万円 |
| 78,000円 | 156,000円 | 260万円 | 130万円 | 65万円 |
| 72,000円 | 144,000円 | 240万円 | 120万円 | 60万円 |
| 66,000円 | 132,000円 | 220万円 | 110万円 | 55万円 |
| 60,000円 | 120,000円 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 54,000円 | 108,000円 | 180万円 | 90万円 | 45万円 |
| 48,000円 | 96,000円 | 160万円 | 80万円 | 40万円 |
| 42,000円 | 84,000円 | 140万円 | 70万円 | 35万円 |
| 36,000円 | 72,000円 | 120万円 | 60万円 | 30万円 |
| 30,000円 | 60,000円 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 24,000円 | 48,000円 | 80万円 | 40万円 | 20万円 |
| 18,000円 | 36,000円 | 60万円 | 30万円 | 15万円 |
| 12,000円 | 24,000円 | 40万円 | 20万円 | 10万円 |
| 6,000円 | 12,000円 | 20万円 | 10万円 | 5万円 |
| 3,000円 | 6,000円 | 10万円 | 5万円 | 2.5万円 |

★印の共済金は、こども（0歳～22歳）の加入者も同額です。

こども（0歳～22歳）

| 口数 | 共済掛金（月額） | 死亡・障害第1級（労災法第1級）共済金 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 交通事故 | 不慮の事故 | 病気 |
| 15口 | 6,750円 | 4,050万円 | 3,150万円 | 2,250万円 |
| 14口 | 6,300円 | 3,900万円 | 3,000万円 | 2,100万円 |
| 13口 | 5,850円 | 3,750万円 | 2,850万円 | 1,950万円 |
| 12口 | 5,400円 | 3,600万円 | 2,700万円 | 1,800万円 |
| 11口 | 4,950円 | 3,450万円 | 2,550万円 | 1,650万円 |
| 10口 | 4,500円 | 3,300万円 | 2,400万円 | 1,500万円 |
| 9口 | 4,050円 | 3,150万円 | 2,250万円 | 1,350万円 |
| 8口 | 3,600円 | 3,000万円 | 2,100万円 | 1,200万円 |
| 7口 | 3,150円 | 2,850万円 | 1,950万円 | 1,050万円 |
| 6口 | 2,700円 | 2,700万円 | 1,800万円 | 900万円 |
| 5口 | 2,250円 | 2,250万円 | 1,500万円 | 750万円 |
| 4口 | 1,800円 | 1,800万円 | 1,200万円 | 600万円 |
| 3口 | 1,350円 | 1,350万円 | 900万円 | 450万円 |
| 2口 | 900円 | 900万円 | 600万円 | 300万円 |
| 1口 | 450円 | 450万円 | 300万円 | 150万円 |
| 0.5口 | 225円 | 225万円 | 150万円 | 75万円 |

## サポートプラス共済金　保障額

| 家族サポート加入コース | 共済掛金（月額） | サポートプラス共済金 |
|---|---|---|
| Aコース | 1,000円 | 100万円 |
| Bコース | 1,500円 | 150万円 |
| Cコース | 1,000円 | 100万円 |
| Dコース | 1,500円 | 150万円 |
| Eコース | 500円 | 50万円 |
| Fコース | 500円 | 50万円 |



家族サポートA～Fコースに加入の場合は、基本コースの死亡共済金に、「サポートプラス共済金」を加算して支払います。
もちろん、保険会社が提供する「家族サポートコース」の保障も受けられます。
サポート①～⑧ページをご参照ください。

**基本コース 死亡共済金**
**（一時金払い）**

**＋**

**サポートプラス 共済金**

家族サポートA～Fコースを付帯加入するご加入者が万一死亡された場合、**基本コース死亡共済金**に家族サポート加入コースに応じた**サポートプラス共済金を加算**して一時金で受け取ることができます。

対象となるコースを付帯する加入者が、サポートプラス共済金を受け取るための特別な手続きはありません。既加入者も、毎年継続いただくだけで、万一の際の給付対象となります。

# 基本コース

1口
月900円
最高15口

**基本コース**

＋

1口
月200円
最高8口

**入院・手術オプション**

※入院・手術オプション付帯には基本コースへの1口以上の加入が必要です

## 組み合わせで
## 保障と掛金を自由に選べます

### ■例えば その1　1日あたりの入院時自己負担費用から考えると…

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 加入口数 | 基本コース | 2口 | 5口 | 9口 |
| | 入院・手術オプション | 8口 | 5口 | 1口 |
| 入院共済金 | 病　気 | 10,000円/日 | | |
| | 災　害 | 12,000円/日 | 15,000円/日 | 16,000円/日 |
| 死亡共済金 | 交通事故 | 1,200万円 | 3,000万円 | 4,350万円 |
| | 不慮の事故 | 800万円 | 2,000万円 | 3,150万円 |
| | 病　気 | 400万円 | 1,000万円 | 1,950万円 |
| 手術共済金（手術ランクによる） | | 15,000円～120,000円 | | |
| 先進医療共済金※1 | | 100万円 | | |
| 月掛金（基本+入院・手術オプション） | | 3,400円 | 5,500円 | 8,300円 |
| 還元金を加味した実質月掛金※2 | | 約2,150円 | 約3,480円 | 約5,250円 |

### ■例えば その2　なるべく安い掛金で医療保障を見比べたい…

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 加入口数 | 基本コース | 1口 | | |
| | 入院・手術オプション | 0口 | 4口 | 8口 |
| 入院共済金 | 病　気 | 1,000円/日 | 5,000円/日 | 9,000円/日 |
| | 災　害 | 2,000円/日 | 6,000円/日 | 10,000円/日 |
| 死亡共済金 | 交通事故 | 600万円 | | |
| | 不慮の事故 | 400万円 | | |
| | 病　気 | 200万円 | | |
| 手術共済金（手術ランクによる） | | 1,500円～12,000円 | 7,500円～60,000円 | 13,500円～108,000円 |
| 先進医療共済金※1 | | 10万円 | 50万円 | 90万円 |
| 月掛金（基本+入院・手術オプション） | | 900円 | 1,700円 | 2,500円 |
| 還元金を加味した実質月掛金※2 | | 約570円 | 約1,080円 | 約1,590円 |

**口数の組み合わせは一例です。**

※1 先進医療共済金は、口数に応じ給付します。但し、先進医療技術料を上限に支払います。

※2 実質掛金は、2025年度の還元率36.67%を基に計算したものです。
還元率は変動する可能性があります。



できるだけ掛金は安く入院や手術に備えたいなあ…

### ■例えば その3　いろいろな組み合わせを簡単に比較したい…

**病気死亡で1,200万円の保障を確保したいのですが、掛金はどのくらいを考えれば良いでしょうか?**

▶入院・手術オプションとの組み合わせで、病気入院保障日額6,000円から14,000円まで、9通りの加入パターンから掛金に応じてチョイスいただけます。

### ふれあい共済 加入シミュレーション Web アプリ

あなたのスマホやタブレット、PCなどで、お手軽に保障シミュレーションを行えます。



https://jika.jam-kyosai.org/f-sim/

# より幅広く・より手厚く!

## ふれあい共済の保障内容



### 死亡共済金

**加入者が死亡された際にご遺族に一時金で支払います。**

受取人は、労働基準法施行規則第42条及び第43条の規定を適用し、
受取人の指定はできません。
※家族サポートA～Fコースを付帯加入されている場合は、「サポートプラス共済金」を加算します。

### 入院共済金

**加入者の１日以上の入院を対象に、病気、ケガなどを問わず、
入院期間に応じて支払います。
合計支払日数は通算1,000日となります。**

**災害入院**

交通事故・不慮の事故による1日以上の入院を対象に、入院期間に応じて、1事故につき120日限度で支払います。
同一事故の治療を補完するための再入院は、別事故として扱います。保障口数は、事故発生時の加入口数です。

**病気入院**

病気による1日以上の入院を対象に、入院期間に応じて支払います。
支払い限度日数は、「同一疾病か否か」「入院回数」を問わず、毎年7月1日から翌年6月30日の1年間を通じて180日です。

### 手術共済金

**加入者が受けた手術に応じて支払います。共済金は、手術（本体）の診療報酬点数（健康保険法）
[K：手術（輸血を除く）M：放射線]により区分した、4ランクとなります。**

※給付対象とならない手術があります。(J：歯科手術は給付対象外)
※カテーテルや内視鏡施術など、傷病にかかわらず60日の間に1回の給付を限度とする手術があります。
※放射線治療については、手術ランク2、定位放射線治療と粒子線治療は手術ランク4となります。なお、1つの疾病を治療するために複数回の放射線治療を行った場合は、一連の治療として1回のみの給付となります。
※同日、複数の手術を行った場合は、診療報酬点数が1番高い手術を1つのみ給付します。

| 手術（本体）の診療報酬点数 | 手術ランク |
|---|---|
| ～5千点未満 | ランク 1 |
| 5千点以上～1万点未満 | ランク 2 |
| 1万点以上～2万点未満 | ランク 3 |
| 2万点以上 | ランク 4 |

## その他にもいろいろな保障があります

- 障害第1級共済金
- 障害共済金
- 先進医療共済金
- 就労不能・介護状態共済金
- 臓器提供（ドナー）共済金

加入者が、臓器移植の臓器提供者（ドナー）となって生体間において所定の臓器を移植する目的で、入院および手術を行った場合に支払います。

詳しい保障内容は P.9、10をご参照ください。

# ご家族(配偶者・こども)も加入いただけます

組合員ご本人とともに




**ふれあい共済の加入ルール**

新規加入、ならびに入院・手術オプションの新規付帯ができるのは、権利発生日現在64歳以下の、JAM加盟組合の組合員です。組合員ご本人が加入することにより、ご家族（配偶者・こども）も、加入することができます。

## 65歳まで、保障を継続できます(こどもは下記参照)

ただし 新規加入時の年齢により、加入口数に制限があります

■50歳以下で新規加入いただいた方

| 継続日もしくは権利発生日現在 | 基本コース加入上限口数 | 入院・手術オプション付帯上限口数 |
|---|---|---|
| ~50歳 | 15口 | 8口 |
| 51歳~55歳 | 12口 | |
| 56歳~60歳 | 10口 | |
| 61歳~64歳 | 6口 | 6口 |

■51歳以上で新規加入いただいた方

| 継続日もしくは権利発生日現在 | 基本コース加入上限口数 | 入院・手術オプション付帯上限口数 |
|---|---|---|
| 51歳~60歳 | 8口 | 8口 |
| 61歳~64歳 | 6口 | 6口 |

㊟入院・手術オプション付帯には、基本コースへの1口以上の加入が必要です。
基本コースの加入口数を超えて、入院・手術オプションを8口まで付帯することができます。
61歳以上（継続日現在）は、6口が上限となります。

## 配偶者・こども

➡新規加入、ならびに入院・手術オプションの新規付帯時は、組合員本人のそれぞれの加入口数が加入上限口数となります。入院・手術オプションは組合員本人が付帯していない場合は付帯することができません。

➡新規加入、入院・手術オプションの新規付帯から12カ月経過後の継続月より、組合員本人の加入口数を超えて、上記年齢ごとの上限口数まで増口が可能となります。

➡組合員本人が入院・手術オプションを脱退した場合は、配偶者とこどもも入院・手術オプションは脱退となります。

## こどもの加入について

➡新規加入できるこどもとは、組合員本人が扶養する22歳以下のこどもです。23歳~29歳まで加入継続が可能ですが、その後の加入継続はできません。

➡22歳時の継続まで「こども」掛金の適用となり、23歳時の継続では組合員本人・配偶者と同じ「継続加入のこども」掛金の適用となります。

| 継続日もしくは権利発生日現在 | 基本コース加入上限口数 | 入院・手術オプション付帯上限 | 適用する掛金 |
|---|---|---|---|
| ~22歳 | 15口 | 8口 | こども掛金 |
| 23歳~29歳 | 15口 | 8口 | 継続加入のこども掛金 |

# 新規加入・増口には所定の健康告知が必要です



**申込日の時点で**

①健康で正常に就業できていない。もしくは、健康で正常な生活を送れていない。
②過去12カ月以内に連続して14日以上の入院をした。
③医師から今後6カ月以内の入院や手術をすすめられている。
④現在、妊娠している。
⑤食事の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴が自分ではできず、常に他人の介護を要している。

ひとつでも「はい」

すべて「いいえ」

**申込日の時点で**

①【表A】の病気・症状で治療中もしくは経過観察中である。
②過去12カ月以内に、【表A】の病気・症状のため、医師の診断・検査・治療・投薬を受けたことがある。または、検査をすすめられている。

▼【表A】

| |
|---|
| イ. がん（肉腫、白血病、悪性リンパ腫などの悪性新生物・悪性腫瘍を含む） |
| ロ. 糖尿病 |
| ハ. 心臓病（狭心症、心筋梗塞、心不全、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症） |
| ニ. 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの脳血管疾患 |
| ホ. 肝硬変、慢性肝炎、慢性膵炎 |
| ヘ. 腎不全、慢性腎炎 |
| ト. 認知症（痴呆）、精神病（統合失調症、境界性人格障害、うつ病など）、アルコール依存症 |
| チ. 難病「特定疾患」〔厚生労働省難治性疾患克服研究事業対象疾患〕 |

注意：【表A】の病名以外でも、類以の疾病でご加入できない場合があります。

ひとつでも「はい」

申し訳ございませんが、基本コースへの新規加入・増口、入院・手術オプションの新規付帯、増口はできません。

①②とも「いいえ」

**基本コース 入院・手術オプション** | ご加入(増口)いただけます
申込書「健康告知欄」の『該当しない』に○印してください。

ただし、【表A】以外で持病がある

権利発生日前発症については、共済金不担保の扱いとしており、条件付きの加入となります。 ※

※条件付き加入の場合、その条件による疾病関連の共済金はお支払いの対象外となります。
権利発生から1年間、その条件による入院および手術給付事由がない場合、その後の入院共済金、手術共済金に限り共済金を支払います。

共済金の請求時に、基本コースの新規加入、増口、入院・手術オプションの新規付帯、増口で要件を満たしていないことが判明した場合、該当となる加入口数が取り消しになります。

# 年齢・性別にかかわらず 掛金・保障は同一です

ふれあい共済基本コースは、途中で掛金が上がったり、保障が下がったりすることはありません。
加入口数に応じた掛金・保障額は、年齢・性別を問わず同一です。
安心して長期にわたりご加入いただけます。

※年齢により、加入口数に制限がありますが、加入口数・掛金に対する保障は変化しません
（1～2、5ページをご参照ください）

## 還元金で掛金がさらにお安く!

基本コース、入院・手術オプションとも年度末決算の剰余金を加入者に還元します。

**2025年度 還元金実績**
**年間掛金に対し 36.67%!!**

毎年安定した還元率となっています

**還元金について**

①還元金は、決算の状況を踏まえて、自家共済運営委員会が決定します。
②当該年度内に給付を受けた方の還元金は調整となり、還元のない場合もあります。
③前年度7月1日期首現在61歳以上の加入者への還元金は、60歳以下の還元率の5割の水準とします。

## ふれあい共済 MOVIE



基本コースと家族サポートコースなどをご案内する動画です。
スマートフォンやタブレットなどでご覧いただけます。

https://jika.jam-kyosai.org/fure-fami

**共済ユニオンへの加入 シニア共済への移行で**

定年退職などにより「JAM加盟組合の組合員」でなくなっても、各地方の「共済ユニオン」への加入で、『ふれあい共済』に加入し続けることができます。

『ふれあい共済』ご加入者が『シニア共済』に移行加入される際には、健康告知不要の扱いとなっており、最長85歳まで連続した保障を確保することができます。

## 85歳までの保障確保が可能です



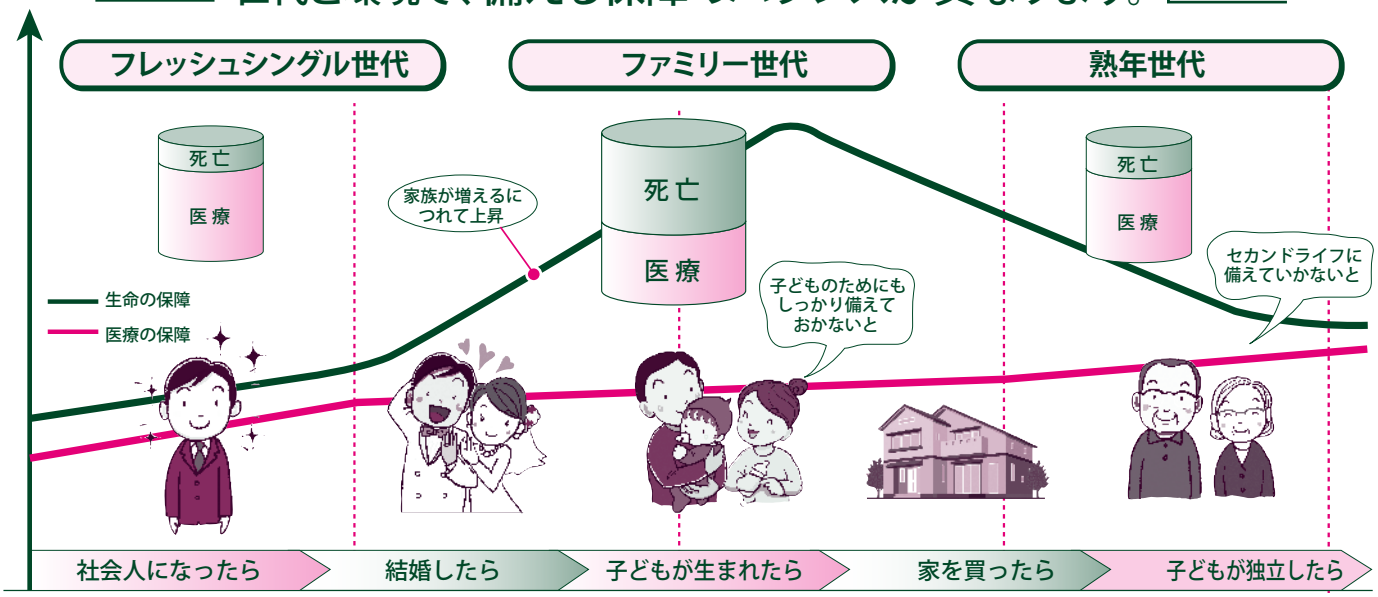



『ふれあい共済』で65歳の年齢満了を迎える方が移行加入できる、『シニア共済』をご用意しています。
詳細は最終ページをご参照ください。

# ライフステージに合わせた保障の点検・見直しを!

年齢や家族構成の変化によって、必要となる保障は変わります。不足やムダのないよう、特に、ご結婚やお子様の誕生、住宅購入などの節目に、保障内容をシッカリ点検し、見直すことが大切です。家計にやさしい仲間の助け合い**「JAMふれあい共済」**が、あなたに、ご家族に、安心の保障をお届けします。

## 世代と環境で、備える保障のバランスが異なります。




### 医療の保障

**入院したときかかる費用を備えます。**

- ●医療費の自己負担分
- ●入院時の食事代
- ●差額ベッド代
- ●諸雑費



### 生命の保障

**万一のときかかる費用を備えます。**

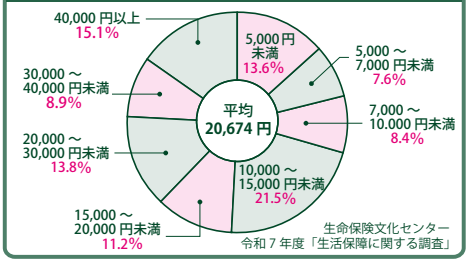
- ●葬儀費
- ●家族の生活費
- ●子どもの教育費
- ●配偶者の老後資金



※ここに記載している内容は一例です

### 「入院費用」いくら必要？

直近の入院時の一日あたりの自己負担費




※手術などの治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

## 見直しのすすめ方

**1** 今、**掛けている保障・掛金**を確認しましょう。



**2** 現状が**ライフステージにマッチしている**か、どんな保障が必要かを考えます。

死亡保障
医療保障



**3** 必要な**保障内容と掛金とのバランス**を考えます。




**4** ふれあい共済の**活用と保障の見直しで支出が軽減**できれば、節約できた分を有効に使いましょう。



# 重要・確認事項　ふれあい共済基本コース（入院・手術オプションを含む）のご加入に際して

## 加入資格および増口要件

**基本コース（入院・手術オプションを含む）の新規加入および増口要件**

ふれあい共済基本コース（入院・手術オプションを含む）の加入の資格は権利発生日現在64歳以下のJAM組合員とその家族、およびJAM加盟組合の事業所で働く従業員で労働組合が認めた方もしくは継続加入の共済ユニオン組合員とその家族です。但し、組合員本人が加入していない場合、その家族は加入することができません。（家族とは64歳以下の配偶者および組合員本人が扶養する0歳以上22歳以下のこども）また、入院・手術オプションの加入の資格は、ふれあい共済基本コースに1口以上加入している方です。

ふれあい共済基本コース（入院・手術オプションを含む）の新規加入および増口できる方は、申込日現在、健康で正常に就業もしくは生活し、且つ、過去12ヵ月間に連続14日以上の入院をしたことのない方、且つ、向こう半年間以内の入院や手術を医師からすすめられていない方です。但し、これにかかわらず下記①～⑥に該当する場合、新規加入および増口はできません。

① 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日現在、「下表A」の病気と診断され、完治していない。

② 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日現在、「下表A」の病気・症状のため、医師から治療、指示、指導を受けている。もしくは薬の服用をしている。

③ 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日現在、「下表A」の病気・症状のため、医師から治療もしくは薬の服用をすすめられている。

④ 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日より過去12ヵ月間に「下表A」の病気・症状のため、医師の治療、指示、指導を受けたことがある。もしくは薬の服用をしたことがある。

⑤ 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日および申込日より過去12ヵ月間に「下表A」の病気・症状のため、医師から検査をすすめられている。（検査の結果「異常なし」の診断を受けた場合を除く）

| 表A | イ．がん（肉腫、白血病、悪性リンパ腫などの悪性新生物・悪性腫瘍を含む）　ロ．糖尿病　ハ．心臓病（狭心症、心筋梗塞、心不全、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症）ニ．脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの脳血管疾患　ホ．肝硬変、慢性肝炎、慢性膵炎　ヘ．腎不全、慢性腎炎　ト．認知症（痴呆）、精神病（統合失調症、境界性人格障害、うつ病など）、アルコール依存症　チ．難病「特定疾患」（パーキンソン病、ベーチェット病など）〔厚生労働省難治性疾患克服研究事業対象疾患〕 |
|---|---|

⑥ 新規加入および増口、入院・手術オプション申込日現在、次の状況にある方

イ．妊娠中の方　ロ．食事の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴が自分ではできず、常に他人の介護を要する方

【こども】新規加入は0歳～22歳以下とし、 23歳からは継続加入のみとします。

**入院・手術オプションの新規付帯・増口要件**

入院・手術オプションの加入の資格は、ふれあい共済基本コースに加入している方とします。

① 継続日現在64歳までの加入者とします。配偶者・こどもは組合員本人が付帯していないと付帯できません。

② 増口要件は基本コースの増口要件と同一とします。

**共済金の不担保〈権利発生日前発病などの取扱い〉**

上記「基本コース（入院・手術オプションを含む）の新規加入および増口要件」を満たしている場合でも、下記に掲げる請求については、共済金を給付しないものとします。但し、増口の場合は、増口部分のみ不担保とします。

① 加入・増口の権利発生日前から発症していた病気もしくは原病と因果関係があるとみなされる病気による死亡・障害第1級、入院、手術、就労不能・介護状態、先進医療共済金についてのすべての請求事項

② 加入・増口の権利発生日前の交通事故・不慮の事故に起因した死亡、障害、入院、手術、就労不能・介護状態、先進医療共済金についてのすべての請求事項

上記については、加入・増口後1年間入院もしくは手術をせず、その後、初めて入院もしくは手術を受けた場合の請求は、共済金の給付対象となります。（左記以外の死亡、障害、就労不能・介護状態、先進医療共済金等の請求は除きます。）

※なお、共済金の不担保については、2009年7月1日以降に権利発生した新規、増口、入院・手術オプション口数より、適用となります。

## 共済掛金と年齢管理・最終継続等

本人・配偶者（掛金：基本コース900円／1口・月、入院・手術オプション200円／1口・月）

●最終継続は、継続日現在64歳の方とし、その後1年間保障します。

こども（掛金：基本コース450円／1口・月、入院・手術オプション100円／1口・月）

●最終継続は、継続日現在22歳の方とし、その後1年間保障します。 なお、23歳以降も本人・配偶者と同一掛金・保障にて継続できます。

23歳以降継続加入のこども（掛金：基本コース900円／1口・月、入院・手術オプション200円／1口・月）

●最終継続は、継続日現在29歳の方とし、その後1年間保障します。

## 入院・手術オプションの付帯

基本コースに1口以上加入の場合、付帯することができます。入院・手術オプションの付帯口数は、1口以上8口を上限とします。家族の新規付帯は組合員本人の付帯口数までとし、加入から12ヵ月以上経過した継続時から組合員本人の入院・手術オプションの付帯口数に関わらず、 パンフレット5 ページの加入年齢による口数上限となります。入院・手術オプションの付帯要件は増口と同じ要件となります。組合員本人が入院・ 手術オプション未加入の場合は配偶者とこどもは入院・手術オプションの付帯はできません。また、組合員本人が入院・手術オプションを脱退した 場合は、配偶者とこどもも入院・手術オプションは脱退となります。

## 加入の手続き

●加入申込書に必要事項を記入し、必ず署名または押印して、所属組合へ提出してください。　●加入申込日を必ずご記入ください。

<table>
<tr><td colspan="2">掛金の納入</td><td colspan="2">●掛金の納入は、加入者から組合が徴収する一括納入方式です。場合によって個人口座からの振替方式もできますが、組合単位での選択となります。（個人単位での選択はできません）<br>●一括納入方式は月掛、個人口座振替は半年掛を基本とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共済金給付に関する留意点</td><td rowspan="3">入院共済金</td><td colspan="2">災害・病気入院共済金の合計支払日数は、通算1,000日とします。<br>なお、基本コースの合計支払日数が通算1,000日を超えた場合は、入院・手術オプションの入院共済金も給付されません。</td></tr>
<tr><td>災害入院</td><td>災害入院共済金の支払いの限度は、1事故につき120日です。<br>同一事故の治療を補完のための再入院は、別事故として扱います。また、保障口数は、事故発生時口数となります。</td></tr>
<tr><td>病気入院</td><td>「同一疾病か否か」や「入院回数を問わず」、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間の支払限度日数を180日とします。</td></tr>
<tr><td>手術共済金</td><td colspan="2">所定の手術を行った場合、手術ランクにより給付します。手術ランクは当該手術（本体）の診療報酬点数（健康保険法）〔K:手術（輸血は除く） M:放射線〕により決まります。<br>診療報酬点数　5千点未満→手術ランク1　1万点未満→手術ランク2　2万点未満→手術ランク3　2万点以上→手術ランク4<br>放射線治療については手術ランクはランク2、定位放射線治療と粒子線治療は手術ランク4とします。<br>※1. 当該手術（本体）の診療報酬点数は領収書と一致しない場合があります。<br>※2. レーシック（角膜屈折矯正手術）、インプラント、歯科手術（診療報酬点数J番号の手術）など、一部給付対象とならない手術もあります。<br>※3. 傷病にかかわらず施術の開始日から60日の間に、1回の給付を限度とする手術があります。例えば、内視鏡的大腸ポリープ切除術、結石破砕術、カテーテル手術、放射線治療など。<br>※4. 同日、複数の手術を行った場合は、診療報酬点数が1番高い手術を1つのみ給付します。<br>※5. 同一疾病治療のため複数回放射線治療を行った場合、一連の治療として1回のみの給付とします。</td></tr>
<tr><td>就労不能・介護状態共済金</td><td colspan="2">病気もしくは災害により身体の機能が所定の後遺障害以上の状態となり、終身常に労務に服することができない状態、および終身常に日常生活動作が著しく制限され介護を要する状態となった際に支払います。<br>※給付後に死亡した場合の死亡共済金は、その死亡原因に関係なく既給付の就労不能・介護状態共済金との差額を給付します。</td></tr>
<tr><td>先進医療共済金</td><td colspan="2">病気もしくは災害により先進医療（厚生労働大臣が定める医療技術で厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院もしくは診療所において行われるものに限る）を行った場合は、口数に応じ給付します。但し、先進医療自己負担額を給付の上限（基本コース＋入院・手術オプション）とします。また、先進医療の種類に関係なく1年に1回、通算500万円（基本コース＋入院・手術オプション）を限度に給付します。</td></tr>
<tr><td>臓器提供（ドナー）共済金</td><td colspan="2">臓器移植の臓器提供者（ドナー）となって、生体間において臓器（肺、肝臓、腎臓、膵臓、骨髄）を移植する目的で入院および手術を行った場合は、1年に1回を限度に給付します。但し、基本コースのみ給付対象となります。なお、臓器を移植する目的に係る入院、手術については、入院共済金もしくは手術共済金は給付されません。</td></tr>
<tr><td>障害共済金</td><td colspan="2">交通事故・不慮の事故により障害が残った場合、障害の等級（労災法第14級相当まで）に応じて給付します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ご注意</td><td colspan="2">●ふれあい共済基本コースおよびサポートSの死亡共済金の受取人は、労働基準法施行規則第42条および第43条の規定を適用します。ふれあい共済家族サポートコースの受取人は加入者本人が指定します。指定がない場合、業務委託保険会社の適用保険の約款に記載の指定順位にて指定があったものとして取扱います。<br>●死亡共済金の給付を受けた場合は、死亡日をもって脱退となります。<br>●障害第1級共済金の給付を受けた場合は、その障害状態となった時点をもって脱退となります。<br>●加入口数の変更および脱退は、年1回の継続時のみとなります。但し、共済掛金が納入されない場合は、共済期間中であっても脱退となります。<br>●還元金は、決算の状況を踏まえて、自家共済運営委員会が決定します。当該年度内に給付を受けた方の還元金は調整となり、還元のない場合もあります。基本コース、入院・手術オプション、家族サポートコースとも還元金の対象となります。<br>●ふれあい共済は、自家共済のため、年末調整・確定申告の際、控除の対象になりません。<br>●共済金請求は、給付事由が発生してから3ヵ月以内にお願いします。<br>●加入・増口1年未満の方が共済金の請求をされる際は、診断書が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報保護法への対応について</td><td colspan="2">当該共済の運営に当っては、加入対象者の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）{以下、個人情報}を取扱います。当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのため使用いたします。受領した個人情報を各種共済の引受け・継続・維持管理、共済金等の支払い、関連団体・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他共済に関連・付随する業務のため利用し、他の保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続きそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。JAMの個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.jam-union.or.jp/）をご参照ください。</td></tr>
</table>

作成：JAM共済（1～10ページ）

上記は2025年7月1日以降の制度内容です。

加入シミュレーション Webアプリ

ふれあい共済 MOVIE

JAM共済　〒105-0014 東京都港区芝2-20-12
TEL.03-3452-5601（代表）　FAX. 03-3769-3852

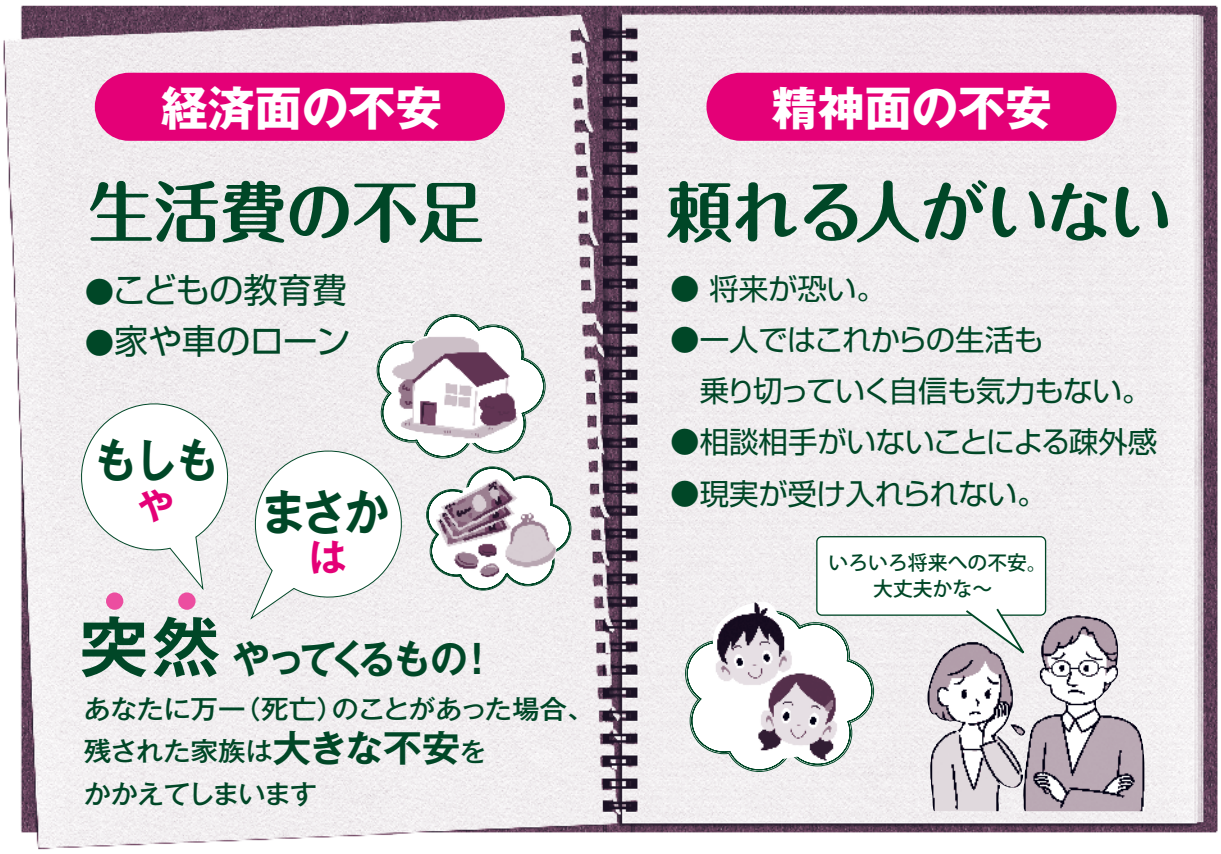
※【契約概要】【注意喚起情報】はサポート⑦～サポート⑧に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

# JAM ふれあい共済

更新日 2026年7月1日

# 家族サポートコース

（年金払特約付新・団体定期保険〔生命保険〕）




## 加入資格

JAM加盟組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年7月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方。JAM会員企業の組合員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

〈告知内容〉

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）

「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

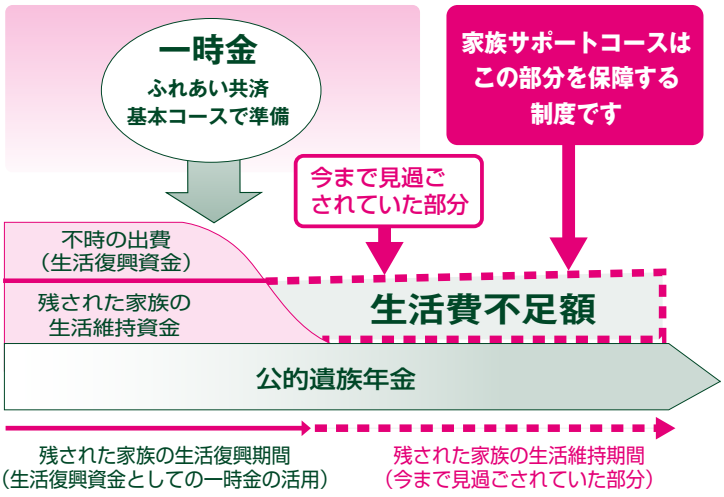
【過去12カ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

| | |
|---|---|
| 別　表 | がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 |
| 告知対象ではない事項 | ●医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用●歯科医師による虫歯の治療●手術により完治した急性虫垂炎●完治後のかぜ●色覚異常●現在治療を受けていない花粉症・水虫●妊娠中および分娩後で定期検診のみ受診<br>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 |

# 経済面 2つのサポート!! 精神面

## 1 経済的サポート




※一時金のみで、「生活復興資金」と「生活維持資金」を賄うことができず、数年で生活費は不足するおそれがあります。

### 家族サポート(A～F)コースによる 経済的支援

例えば、30歳男性Bコース加入の組合員が亡くなった場合

| 初年度年金月額 | 年金原資 | 1,455万円 |
|---|---|---|
| 約7.2万円 | 総受取額 | 約1,566万円 |

¥ ¥ ¥ ¥ ……… ¥ ¥ ¥ ¥

支払期間18年間

**万一の場合**

万一のことがあった場合は、数年間にわたって、決まった額が遺族に支払われるので、長期にわたる生活費を確保できます。

※万一の場合とは、死亡時です。
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 2 精神的サポート

※「サポートS」は、家計収支推移表の提供および遺族ガイダンスは実施しません。

A～FコースおよびSコース(サポートS)

**ライフガイド 提供**

残されたご家族の当面の不安である年金・医療・税金関係を中心にイラスト入りでわかりやすくガイドする手引き書です。

**フリーダイヤルで**
- 健康・医療相談
- メンタルヘルス相談
- FP相談

●健康・医療・メンタルカウンセリングなど保険医療の専門家が相談に応じアドバイスします。なお、ご家族の健康に関する悩みは24時間態勢で対応します。
●FP技能士、CFP資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします

**組合が支援していきます。**

**安 心 遺族ガイダンス**

A～Fコースのみ



**家計収支推移表**

ご家族のライフステージにおいて発生する諸費用(生活費用・教育費用等)および収入(公的年金・ふれあい共済等)のモデルを一覧表にしてご提供します。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

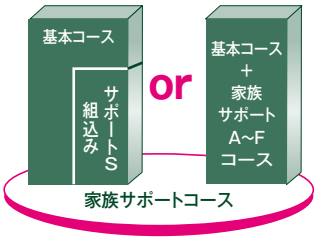
## 家族サポートコースの種類は加入者の掛金負担があるA～Fコースと掛金負担がないサポートSコースがあります。

| 加入コース | | 月額掛金 |
|---|---|---|
| 男 性 | 女 性 | |
| Aコース | Cコース | 1,000円 |
| Bコース | Dコース | 1,500円 |
| Eコース | Fコース | 500円 |
| サポートSコース | | 掛金負担なし |

各コースの保障内容については、サポート③と④ページをご覧ください。

### 『家族サポートSコース』について

●サポートS導入組合では、追加掛金が発生するA～Fを付帯しない、基本コース(入院・手術オプション含む)のみの加入者について、基本コースの一部に家族サポート保険契約を組み込んだ『Sコース』加入者としての取り扱いとなります。
●『Sコース』加入者については、ご遺族への年金保障やサポートプラス共済金の保障はありませんが、保険会社が提供する精神的サポートの一部が、ご加入者の万一の死亡の際に提供されます。



意向確認【ご加入前のご確認】家族サポートコースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●万一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。

# 家族サポートコース「掛金と保障額」（死亡・高度障害のとき）

## 男性（本人）

### A コース　月額掛金 1,000円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15~35歳　（H 3.1.2生~H24.1.1生） | 18年 | 約4.8万円 | 約1,044万円 | 970 |
| 36~40歳　（S 61.1.2生~H 3.1.1生） | 15年 | 約4.5万円 | 約816万円 | 770 |
| 41~45歳　（S 56.1.2生~S 61.1.1生） | 12年 | 約3.9万円 | 約575万円 | 551 |
| 46~50歳　（S 51.1.2生~S 56.1.1生） | 9年 | 約3.5万円 | 約384万円 | 373 |
| 51~55歳　（S 46.1.2生~S 51.1.1生） | 6年 | 約3.3万円 | 約239万円 | 236 |
| 56~60歳　（S 41.1.2生~S 46.1.1生） | 3年 | 約3.7万円 | 約136万円 | 136 |
| 61~65歳　（S 36.1.2生~S 41.1.1生） | 選択できません | | | |

### B コース　月額掛金 1,500円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15~35歳　（H 3.1.2生~H24.1.1生） | 18年 | 約7.2万円 | 約1,566万円 | 1,455 |
| 36~40歳　（S 61.1.2生~H 3.1.1生） | 15年 | 約6.8万円 | 約1,224万円 | 1,155 |
| 41~45歳　（S 56.1.2生~S 61.1.1生） | 12年 | 約5.9万円 | 約863万円 | 826 |
| 46~50歳　（S 51.1.2生~S 56.1.1生） | 9年 | 約5.3万円 | 約575万円 | 559 |
| 51~55歳　（S 46.1.2生~S 51.1.1生） | 6年 | 約4.9万円 | 約359万円 | 354 |
| 56~60歳　（S 41.1.2生~S 46.1.1生） | 3年 | 約5.6万円 | 約203万円 | 203 |
| 61~65歳　（S 36.1.2生~S 41.1.1生） | 3年 | 約3.6万円 | 約132万円 | 132 |

### E コース　月額掛金 500円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15~35歳　（H 3.1.2生~H24.1.1生） | 9年 | 約4.6万円 | 約499万円 | 485 |
| 36~40歳　（S 61.1.2生~H 3.1.1生） | 7年 | 約4.6万円 | 約392万円 | 385 |
| 41~45歳　（S 56.1.2生~S 61.1.1生） | 6年 | 約3.8万円 | 約279万円 | 275 |
| 46~50歳　（S 51.1.2生~S 56.1.1生） | 4年 | 約3.8万円 | 約186万円 | 186 |
| 51~55歳　（S 46.1.2生~S 51.1.1生） | 3年 | 約3.2万円 | 約118万円 | 118 |
| 56~60歳　（S 41.1.2生~S 46.1.1生） | 選択できません | | | |
| 61~65歳　（S 36.1.2生~S 41.1.1生） | | | | |

【ご注意】

・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
・この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。
・この制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約）をセットしたものです。
・いずれか1種類を選んでください。
・2026年7月1日現在の年齢は保険年齢で計算します。（保険年齢は満年齢を基に1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます）
（例）保険年齢40歳＝2026年7月1日現在、満39歳6ヵ月を超え、満40歳6ヵ月までの方。
・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・JAM加盟組合から脱退し、家族サポートコースを継続する場合は増額できません。
・JAM加盟組合の組合員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。
・加入対象でない企業があるため、ご自身の企業が対象かどうかは団体窓口までお問い合わせください。
・家族サポートコースは基本コースとセットで加入してください。

〈保険金のご請求について〉

●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の組合にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
●保険金を請求する権利は、お支払い事由が発生してから、3年間ご請求が無いと消滅しますのでご注意ください。
●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

※当制度には、制度運営費が含まれております。

（掛金の内訳については、サポート⑥ページ参照）

1. 掛金は、年齢・性別に関わらず月額500円・1,000円・1,500円の3種類です。
2. この制度は、毎年更新時（7月1日）の年齢により自動的に保障内容が決定します。
※ 新規加入時の保障ではないことにご注意ください。〔死亡・高度障害のとき〕

【例】42歳で死亡した場合は下表の41～45歳の
48歳で死亡した場合は下表の46～50歳の保障内容が適用になります。

## 女性（本人）

### C コース　月額掛金 1,000円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15～35歳（H 3.1.2生～H 24.1.1生） | 18年 | 約7.7万円 | 約1,684万円 | 1,565 |
| 36～40歳（S 61.1.2生～H 3.1.1生） | 15年 | 約5.8万円 | 約1,049万円 | 990 |
| 41～45歳（S 56.1.2生～S 61.1.1生） | 12年 | 約5.5万円 | 約798万円 | 764 |
| 46～50歳（S 51.1.2生～S 56.1.1生） | 9年 | 約5.2万円 | 約567万円 | 551 |
| 51～55歳（S 46.1.2生～S 51.1.1生） | 6年 | 約5.4万円 | 約394万円 | 389 |
| 56～60歳（S 41.1.2生～S 46.1.1生） | 3年 | 約7.6万円 | 約274万円 | 274 |
| 61～65歳（S 36.1.2生～S 41.1.1生） | 3年 | 約5.3万円 | 約192万円 | 192 |

### D コース　月額掛金 1,500円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15～35歳（H 3.1.2生～H 24.1.1生） | 選択できません | | | |
| 36～40歳（S 61.1.2生～H 3.1.1生） | 15年 | 約8.7万円 | 約1,574万円 | 1,485 |
| 41～45歳（S 56.1.2生～S 61.1.1生） | 12年 | 約8.3万円 | 約1,197万円 | 1,146 |
| 46～50歳（S 51.1.2生～S 56.1.1生） | 9年 | 約7.8万円 | 約850万円 | 826 |
| 51～55歳（S 46.1.2生～S 51.1.1生） | 6年 | 約8.2万円 | 約592万円 | 584 |
| 56～60歳（S 41.1.2生～S 46.1.1生） | 3年 | 約11.4万円 | 約411万円 | 411 |
| 61～65歳（S 36.1.2生～S 41.1.1生） | 3年 | 約8.0万円 | 約288万円 | 288 |

### F コース　月額掛金 500円

| 年　代 | 受取年数 | 初年度受取月額 | 総受取額 | 年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 15～35歳（H 3.1.2生～H 24.1.1生） | 9年 | 約7.4万円 | 約805万円 | 782 |
| 36～40歳（S 61.1.2生～H 3.1.1生） | 7年 | 約6.0万円 | 約504万円 | 495 |
| 41～45歳（S 56.1.2生～S 61.1.1生） | 6年 | 約5.3万円 | 約387万円 | 382 |
| 46～50歳（S 51.1.2生～S 56.1.1生） | 4年 | 約5.7万円 | 約276万円 | 275 |
| 51～55歳（S 46.1.2生～S 51.1.1生） | 3年 | 約5.3万円 | 約194万円 | 194 |
| 56～60歳（S 41.1.2生～S 46.1.1生） | 3年 | 約3.8万円 | 約137万円 | 137 |
| 61～65歳（S 36.1.2生～S 41.1.1生） | 選択できません | | | |

記載の受取額は、基本年金のみを記載しており、受取時には増加年金が加算されます。増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。
将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金額は0となることもありえます。

### 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

### サポートS（基本コースのみ専用）

※サポートSの保険料は、基本コース料金に含みます。

| サポートS（本人） | 死亡・高度障害保険金（死亡・高度障害のとき） | 月額概算保険料（円） | | 男性 | 女性 | | 男性 | 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 100万円 | | 15～35歳 | 83 | 56 | 46～50歳 | 201 | 154 |
| | | | 36～40歳 | 104 | 90 | 51～55歳 | 305 | 215 |
| | | | 41～45歳 | 139 | 107 | 56～60歳 | 462 | 284 |

※家族サポートコース（Sコース）加入者は、基本コース（本人）の死亡、障害第1級共済金のうち、100万円については、家族サポートコースのサポートSを活用します。
（ただしサポートS加入には所定の手続きが必要です。）

※掛金の内訳についてはサポート⑥ページ参照

# 家族サポートコース（年金払特約付新・団体定期保険）のご加入に際して

| | |
|---|---|
| 保険期間 | （7月更新時）2026年7月1日から、2027年6月30日で、以降毎年1年間で更新します。<br>（毎月加入時）責任開始期（加入日）から、2027年6月30日で、以降毎年1年間で更新します。<br>保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。<br>但し、保険料の払込みが条件となります。 |
| 掛金（保険料） | 組合単位に、毎月の給与からの控除か、加入者本人の口座からの振替になります。給与控除の場合、初回の控除日は、各組合によって異なりますので、各組合にご確認ください。 |
| 配当金 | この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。家族サポートコースの配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。中途加入の場合、責任開始期（加入日）から2027年6月30日までの間で収支計算を行います。<br>※自家共済と共通の還元率で団体独自で計算しているため、還元金と配当金額は異なります。 |
| 申込方法 | 所定の申込書に必要事項を記入、署名または押印のうえ、ご提出ください。（7月更新時）昨年と同じコースで継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。※但し保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。<br>（毎月加入時）新規加入の方のみお申込みできます。 |
| 継続加入に関する取り扱い | 一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。但し、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 |
| 申込締切日 | （2026年7月1日加入・変更の場合）2026年3月31日<br>（2026年8月1日～2027年6月1日加入の場合）責任開始期（加入日）の前月1日※<br>※各組合により前後する場合があります。詳細は所属の組合にご確認ください。 |
| 保険金の支払いについて | 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。<br>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以降の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。<br>（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 |

**高度障害状態とは**

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食事の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3.上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

**お支払いできない場合について（解除・免責等）**

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。）
- ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

## 保険金の支払いについて

| 1.死亡保険金について | | 2.高度障害保険金について | |
|---|---|---|---|
| | ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）<br>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき<br>③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）<br>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 | | ①被保険者の故意によるとき<br>②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき<br>③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） |

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 年金の取り扱いについて

**1. 年金の種類と型**
- ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
- ●定額型確定年金または1%から7%の単利逓増型確定年金のいずれかを選択できます。
- ●逓増型の場合、基本年金額は毎年逓増いたします。

**2. 配当金**
- ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

**3. 年金受取人**
- ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

**4. 年金のお支払い**
- ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
- ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

**5. 年金払の対象となる保険金**
- ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回、4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

## 税法上の取り扱い

（税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。）

・本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
・高度障害保険金は非課税です。
・本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。
ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

## 掛金の内訳について

**Aコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | 1,000 | 805 | 195 |
| 36～40歳 | 1,000 | 801 | 199 |
| 41～45歳 | 1,000 | 766 | 234 |
| 46～50歳 | 1,000 | 750 | 250 |
| 51～55歳 | 1,000 | 720 | 280 |
| 56～60歳 | 1,000 | 628 | 372 |
| 61～65歳 | —— | —— | —— |

**Bコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | 1,500 | 1,208 | 292 |
| 36～40歳 | 1,500 | 1,201 | 299 |
| 41～45歳 | 1,500 | 1,148 | 352 |
| 46～50歳 | 1,500 | 1,124 | 376 |
| 51～55歳 | 1,500 | 1,080 | 420 |
| 56～60歳 | 1,500 | 938 | 562 |
| 61～65歳 | 1,500 | 950 | 550 |

**Cコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | 1,000 | 876 | 124 |
| 36～40歳 | 1,000 | 891 | 109 |
| 41～45歳 | 1,000 | 817 | 183 |
| 46～50歳 | 1,000 | 849 | 151 |
| 51～55歳 | 1,000 | 836 | 164 |
| 56～60歳 | 1,000 | 778 | 222 |
| 61～65歳 | 1,000 | 737 | 263 |

**Dコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | —— | —— | —— |
| 36～40歳 | 1,500 | 1,337 | 163 |
| 41～45歳 | 1,500 | 1,226 | 274 |
| 46～50歳 | 1,500 | 1,272 | 228 |
| 51～55歳 | 1,500 | 1,256 | 244 |
| 56～60歳 | 1,500 | 1,167 | 333 |
| 61～65歳 | 1,500 | 1,106 | 394 |

**Eコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | 500 | 403 | 97 |
| 36～40歳 | 500 | 400 | 100 |
| 41～45歳 | 500 | 382 | 118 |
| 46～50歳 | 500 | 374 | 126 |
| 51～55歳 | 500 | 360 | 140 |
| 56～60歳 | —— | —— | —— |
| 61～65歳 | —— | —— | —— |

**Fコース（単位 円）**

| 年代 | 月額掛金 | 月額概算保険料 | 制度運営費 |
|---|---|---|---|
| 15～35歳 | 500 | 438 | 62 |
| 36～40歳 | 500 | 446 | 54 |
| 41～45歳 | 500 | 409 | 91 |
| 46～50歳 | 500 | 424 | 76 |
| 51～55歳 | 500 | 417 | 83 |
| 56～60歳 | 500 | 389 | 111 |
| 61～65歳 | —— | —— | —— |

・上記は年金原資総額が100億円以上500億円未満の場合の概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。

## 「個人情報に関する取扱いについて」

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉　当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報〈氏名、性別、生年月日、健康状態等〉（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。
ー死亡保険金受取人の指定に際しご留意くださいー　指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員となりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。　［引受会社］明治安田生命保険相互会社

| 加入手続き等に関するお問い合わせ先 | JAM共済　TEL.03-3452-5601<br>明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部　TEL.03-6259-0033（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日） |
|---|---|

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

## 家族サポートコース（年金払特約付新・団体定期保険）

**意向確認【ご加入前のご確認】**
ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ❶商品の仕組み

JAMの組合員の方のために、JAMを保険契約者として運営する保険商品です。

### ❷加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

| 商品名 | 加入資格 | 保険期間 | 保障内容保険料 | 支払事由 |
|---|---|---|---|---|
| 新･団体定期保険 | サポート① | サポート⑤ | サポート③ | サポート⑤ |

### ❸配当金

新･団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### ❹脱退による返戻金

新・団体定期保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

### ❺引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ❶お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、JAMを契約者とする保険契約であり、クーリング･オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日＊）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ❷告知に関する重要事項

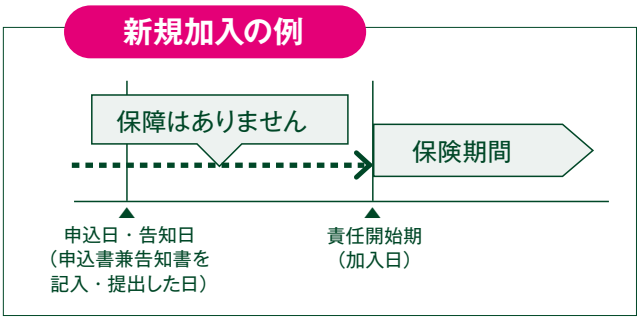
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ❸責任開始期（加入日＊）

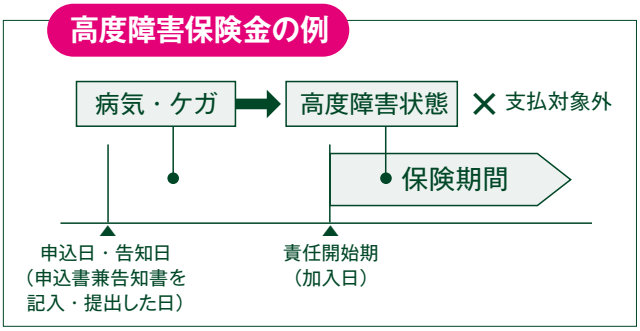
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日＊）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日＊）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入･提出した日）とは異なります。




■ご契約者である企業･団体の社員･職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## ❹保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日＊）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。




■責任開始期（加入日＊）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新･団体定期保険　サポート⑤

## ❺生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

（ホームページ https ://www.seihohogo.jp/）

## ❻ご照会・ご相談窓口

| | |
|---|---|
| 加入手続き等に関するご照会先 | 本パンフレット記載の団体窓口<br>明治安田生命保険相互会社<br>広域組織法人部 法人営業第一部<br>ご照会窓口 03-6259-0033<br>受付時間　平日<br>（土曜･日曜･祝日･年末年始は除く）<br>9：00～17：00 |
| 告 知【お申込み時の告知】等に関するご照会先 | 明治安田生命保険相互会社<br>団体保険ご照会窓口<br>0120-661-320<br>受付時間　平日<br>（土曜･日曜･祝日･年末年始は除く）<br>9：00～17：00 |

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談･照会･苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページ https://www.seiho.or.jp/）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております

## ❼保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金･給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金･給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金･給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金･給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

MY-A-26-団-000823

# ふれあい共済からシニア共済へ

ふれあい共済 → 65歳になったら… → シニア共済 → 80歳になったら… → シニア共済 すこやかコース

ふれあい共済の年齢脱退時にシニア共済へ移行すると
**満85歳の6月30日まで**継続して保障を得ることができます!
※シニア共済は年齢によって保障額が変わります　※80歳以降のすこやかコースは入院保障のみです

シニア共済の掛金や保障額については下表でご確認ください

## 《総合タイプ》死亡保障と入院保障をバランス良く確保

表1 年齢別保障テーブル

| 加入者年齢 | 加入できる口数 | 共済掛金(月掛) | 死亡・重度障害共済金(労災法第1級、第2級、第3級の2・3・4)相当 | | 1泊2日以上の入院(1日当たり) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 交通事故・不慮の事故 | 病気 | 交通事故・災害入院・病気入院(1泊2日以上・入院初日から) |
| 継続日現在(毎年7月1日)69歳まで | 6口 | 5,400円 | 600万円 | 300万円 | 6,000円 |
| | 5口 | 4,500円 | 500万円 | 250万円 | 5,000円 |
| | 4口 | 3,600円 | 400万円 | 200万円 | 4,000円 |
| | 3口 | 2,700円 | 300万円 | 150万円 | 3,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 200万円 | 100万円 | 2,000円 |
| | 1口 | 900円 | 100万円 | 50万円 | 1,000円 |
| 継続日現在(毎年7月1日)70歳~74歳まで | 6口 | 5,400円 | 300万円 | 150万円 | 6,000円 |
| | 5口 | 4,500円 | 250万円 | 125万円 | 5,000円 |
| | 4口 | 3,600円 | 200万円 | 100万円 | 4,000円 |
| | 3口 | 2,700円 | 150万円 | 75万円 | 3,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 100万円 | 50万円 | 2,000円 |
| | 1口 | 900円 | 50万円 | 25万円 | 1,000円 |
| 継続日現在(毎年7月1日)75歳~79歳まで | 6口 | 5,400円 | 120万円 | 60万円 | 6,000円 |
| | 5口 | 4,500円 | 100万円 | 50万円 | 5,000円 |
| | 4口 | 3,600円 | 80万円 | 40万円 | 4,000円 |
| | 3口 | 2,700円 | 60万円 | 30万円 | 3,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 40万円 | 20万円 | 2,000円 |
| | 1口 | 900円 | 20万円 | 10万円 | 1,000円 |

2018年7月1日より障害第3級1・5から第14級までは廃止となります。

## 《入院重視タイプ》入院保障を重点に確保

表2 年齢別保障テーブル

| 加入者年齢 | 加入できる口数 | 共済掛金(月掛) | 死亡・重度障害共済金(労災法第1級、第2級、第3級の2・3・4)相当 | 1泊2日以上の入院(1日当たり) |
|---|---|---|---|---|
| | | | 交通事故・不慮の事故・病気 | 交通事故・災害入院・病気入院(1泊2日以上・入院初日から) |
| 継続日現在(毎年7月1日)69歳まで | 6口 | 5,400円 | 30万円 | 10,500円 |
| | 4口 | 3,600円 | 20万円 | 7,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 10万円 | 3,500円 |
| 継続日現在(毎年7月1日)70歳~74歳まで | 6口 | 5,400円 | 30万円 | 7,500円 |
| | 4口 | 3,600円 | 20万円 | 5,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 10万円 | 2,500円 |
| 継続日現在(毎年7月1日)75歳~79歳まで | 6口 | 5,400円 | 30万円 | 7,500円 |
| | 4口 | 3,600円 | 20万円 | 5,000円 |
| | 2口 | 1,800円 | 10万円 | 2,500円 |

## すこやかコース

80歳になったら



80歳からはどの年齢でも保障内容は同じです!

表3 年齢別保障テーブル

| 加入者年齢 | 口数 | 月掛金 | 交通事故・災害入院・病気入院 1泊2日以上・入院初日から | 死亡・重度障害共済金 |
|---|---|---|---|---|
| 継続日現在(毎年7月1日)80歳~84歳まで | 6口 | 5,400円 | 6,000円／日 | なし |
| | 5口 | 4,500円 | 5,000円／日 | |
| | 4口 | 3,600円 | 4,000円／日 | |
| | 3口 | 2,700円 | 3,000円／日 | |
| | 2口 | 1,800円 | 2,000円／日 | |
| | 1口 | 900円 | 1,000円／日 | |

～加入要件等はシニア共済パンフレットをご覧下さい～